

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

残暑お見舞い？秋は？

9月になりますと例年秋らしくなってくるはずが、今年は9月でも35℃と暑い日が続きますね。また、線状降水帯の発生に伴い雨が集中的に降り、水害の被害が全国で出ていますね。梅雨なのか、



竜巻が発生する9月なのか、夏なのか…本当に気候がわかりませんね。農業をしておられる方は自然が相手ですので天候に左右され、大変な被害を被っておられることとお見舞い申し上げます。特に8月10日から続いた大雨の被害は大きいですね。

こんな時こそ国が被災者を助ける制度を作り、国民を守るべきです。それが国家であり、かつ政治家がやるべき一番のことではないでしょうか。そのために税金を支払っているのです。

トピックス

土地を売ると譲渡所得(分離課税)が課税されます

①JAの無料税務相談(税金のことならばなんでも)に行っておりますと、大津町の方や八代市の方等の土地の譲渡の相談が多いです。国や県、市町村等に売却されますと収用による5,000万円の特別控除があります。



譲渡所得の算式は以下の通りとなります。

$$\text{売却代金} - \text{取得費 (不明な時は5\%)} - \text{特別控除額} = \text{譲渡益}$$

$$\text{譲渡益} \times (\text{国} 15.315\% + \text{住民税} 5\%) = 20.315\% = \text{税金}$$



②多額の所得(お金)を得られましたら、相続税対策を考えて皆様無料相談会に来られます。税金は知っている人に味方しますので勉強しましょうね。各種の特別控除額がありますので知っておきましょう。(法は法を学んだ人に味方する)

【特別控除額】

5,000万円	公共事業などのために土地や建物を売った場合
3,000万円	マイホーム(居住用財産)を売った場合
2,000万円	特定土地区画整理事業などのために土地を売った場合
1,500万円	特定住宅地造成事業などのために土地を売った場合
1,000万円	平成21年及び平成22年に取得した国内にある土地を譲渡した場合(所有期間が5年超えること)
800万円	農地保有の合理化などのために土地を売った場合
100万円	低未利用土地等を売った場合

10月24日の講演 米の価格はいくら？

九州農業経営研究会では、10月24日(金)に米の価格について、テレビ等で有名な西川邦夫茨城大学教授をお招きして講演会を開催しますので、農家の皆様や消費者の皆様、奮ってご参加ください。西川先生は現在、政府系委員のみならず、日経新聞、農業新聞、NHKクロズアップ等で紹介されており有名な方です。全国農業新聞の切り抜きを添付していますのでどうぞご覧下さいね。

日時 令和7年10月24日(金) 13:30~17:00
第1部：講演 九州農政局 食料システム法の概要
第2部：講演 茨城大学学術研究院応用生物学野教授 西川邦夫氏「コメの価格形成について」

場所 くまもと県民交流館パレア 9階
熊本市中央区手取本町8番9号 テトリア熊本ビル
※参加者が多い場合は会場が「熊本市現代美術館アートロフト」に変更となる場合がございます。

参加費 無料 **たくさんの方でご参加ください**

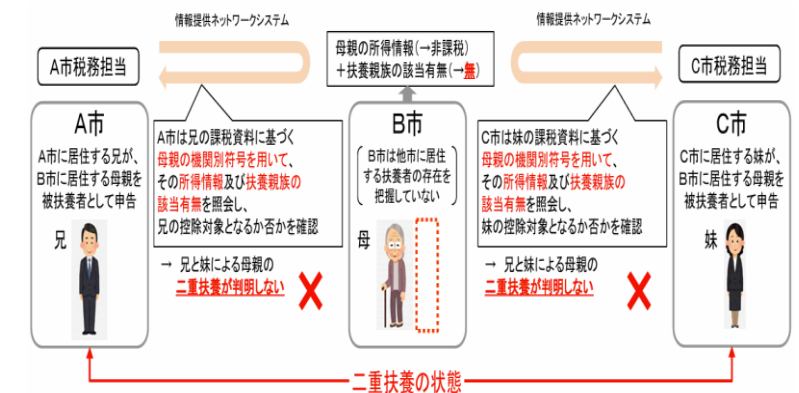


扶養控除の二重問題について

令和7年4月1日、総務省は「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」を都道府県などに通知し、その中で個人住民税の扶養控除等を公正に適用するための新たな情報連携の仕組みについて、令和8年度から実装化することを明らかにしました。具体的な内容としては、被扶養者のマイナンバーを把握し、被扶養者の情報を自治体中間サーバーに登録し共有することで自治体間の情報連携の改善を図ったものです。この仕組みを導入することにより、従来から問題となっていた二重扶養問題への対応を見据えたものとなっています。二重扶養問題とは、その名の通り、一人の被扶養者が、二人以上の扶養者の扶養に入り、住民税の扶養控除が二重に適用されてしまう問題です。



扶養者と被扶養者は同一の場所に居住しているのが通常ですが、税法上の取扱いとは別々に居住していても、生計が同一であれば扶養控除の適用を受けることは可能となっています。そのため、扶養者と被扶養者が別々の場所に居住している場合に二重扶養問題の可能性が高まるのです。



【参照】住民税の二重扶養問題に対応。市区町村をまたぐ住民税の扶養控除などの情報連携を令和8年度に実装化

https://www.kenbiya.com/ar/ns/tax/tax_system_amendment/9006.html

例えば、上記のように、A市に居住する兄とC市に居住する妹が、それぞれ、B市に居住する母親を被扶養者として申告した場合は二

重扶養が発生します。この場合、兄と妹で、母親の二重扶養が発生しているにも関わらず、そのことに気付くことができないという状況でした。なぜなら扶養情報というのは、扶養者が申告することでA市及びC市のみはその情報が伝わるため、母親が居住しているB市では、母親の扶養情報を把握することができないためです。



さらに、A市、C市もそれぞれの住民税の調査において、B市に被扶養者である母親の情報を照会しますが、他の扶養者がいるかどうかといった情報の照会はないのです。つまり、A市側では、C市に居住する妹の情報は分からず、C市側では、A市に居住する兄の情報は分からないということになり、二重扶養が発見できないという状況になっていたのです。

そこで、自治体間の中間サーバーを活用し、そこに扶養情報を登録・共有することで、A市やC市が母親の情報のみで他市に居住する扶養者の存在を照会することができるようにするという事です。



今般の扶養情報等の共有だけでなく、平成28年のマイナンバー制度導入後、マイナンバーと情報提供ネットワークシステムを活用し、各自治体間で個人住民税の情報連携が進められています。例えば、法定調

書の名寄せによる未申告者の洗い出しです。アルバイトやフリーランスの給与や報酬などを申告しない者がいた場合、たくさんの事業者から給与や報酬を受け取っていて単純に忘れてしまい申告漏れが起きることがあります。自治体は、給与や報酬などを支払った事業者から支払報告書を受領し、その支払報告書と国税当局から送られて来た確定申告書の情報を突合して実際の住民税課税を行います。この突合作業についてマイナンバーを活用して、システムによって未申告者の洗い出しが容易にできるようにしています。この他、現住所に住民登録がない支払報告書を受領した場合、市区町村はその個人を特定できず、本来の住所に転送することを諦めてしまうこともありました。これについてもシステムに蓄積された支払報告書データを活用した名寄せが可能となりました。年末調整の際には扶養情報が必要ですので、二重扶養とならないよう、事前に扶養情報の再確認をお願いいたします。



最低賃金が改訂されました

令和7年度の最低賃金が改定されました。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないという制度です。

令和7年度は全国平均で63円引き上げ、1,118円とすることが決定しました。これは過去最高の引き上げ額であり、引き上げ率に換算すると6.0%になります。

	旧：最低賃金	新：最低賃金	引上額
東京	1,163円	1,226円	63円
熊本	952円	1,034円	82円
鹿児島	953円	1,026円	73円

発効日 熊本：令和8年 1月1日

鹿児島：令和7年11月1日

※例年であれば、改定時期は10月頃です。しかし、各都道府県の地方最低賃金審議会での審議を経て最終決定されるため、実際の発効日は都道府県によって異なります。



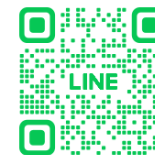
LINE配信を始めています

皆様に毎月配信しています「未来税務会計ニュース」についてLINE配信を本格的に開始しております。

配信希望の方は下記の手続きによりお友達追加をよろしくお願いいたします。

《LINE配信手続》

- ①右記のQRコードを読み取り
- ②お友達登録 ※公式アカウントに表示されます
- ③登録後は必ず「会社名・屋号」「氏名」をトークルームにお送りください。



電子ニュース希望の方は
news@miraizeimu.com まで

ジビエ工房やまと



高タンパク低カロリーで鉄分も豊富なので、健康や美容を気にする方々にも人気の食材、鹿肉・猪肉を販売しています。脂身が少なく、臭みも全くないのでおいしく食べられます。下記のホームページから手軽にご購入いただけますので、ぜひご賞味ください。

<https://jibiekoubou.thebase.in/items/40317850>

☆ふるさと納税でもご賞味いただけます。

【お問い合わせ】

◎ジビエ工房やまと◎

〒861-3806

熊本県上益城郡山都町米生 294 番地 3

TEL. 0967-73-4429

FAX. 0967-73-4430

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel：096-368-2030 / Fax：096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>